

令和6年度住まいに関する支援制度一覧 (1/2)

市町村名: 大泉町

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
住宅の新築に関する融資等 (勤労者住宅資金等)	融資	大泉町勤労者住宅資金融資促進制度	① 住宅の新築、取得に必要な資金 ② 住宅の増改築に必要な資金	町内に自己の居住の用に供する住宅を新築、取得又は増改築しようとする者で、町税(大泉町町税条例(昭和32年大泉町条例第38号)第3条に規定する町税をいう。)及び国民健康保険税を完納している者	新築・取得1000万円以内 増改築400万円以内 前々年度以降土地得した場合は300万円加算可	年3.3% (ただし、労働金庫のみ2.7%)	20年以内(内3ヶ月以内の据置) ただし、増改築の場合は、10年以内とする	年間随時		経済振興課	0276-63-3111 (内線553)	https://www.town.oizumi.gunma.jp/s020/iigvo/020/140/20200825150856.html	
住宅リフォーム補助金	助成	大泉町住宅リフォーム補助金	①税込20万円以上のリフォーム工事 ②町内施工業者による工事(大泉町商工会建設部会に加盟している業者または大泉町小規模契約希望者登録名簿に登録されている業者) ③大泉町の他の補助金の交付を受けていない工事(ただし移住支援金を除く) ④リフォーム工事を行う住宅が建築後10年以上経過している工事	町内に自己の居住の用に供する住宅を改修及び増築しようとする者で、 ①リフォームを行う住宅に現に居住し、本町の住民基本台帳に登録されている者(現に居住していない場合、認定を受けた年度の3月末までに居住し、住民基本台帳の登録がある者) ②世帯全員に町税(大泉町町税条例に規定する町税をいう。)の滞納がない者	補助対象経費となる工事に係った経費の10%(上限5万円、ただし、断熱工事を含む場合、上限10万円) ※大泉スタンプ加盟店共通商品券による交付			工事着工前		経済振興課	0276-63-3111 (内線553)	https://www.town.oizumi.gunma.jp/s020/kurashi/010/010/020/20200824180815.html	
リフォーム資金 (高齢者住宅改修費補助)	助成	大泉町高齢者住宅改修費補助事業	町内施工業者(大泉町商工会建設部会に加盟している業者又は大泉町小規模契約希望者登録名簿に登録されている業者)による、次の住宅改修工事 ①手すりの取付け ②床段差の解消 ③滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更 ④引き戸等への扉の取替え ⑤洋式便器等への便器の取替え ⑥その他これらの工事に附帯して必要な工事	町内に住所を有する60歳以上の人が属する世帯の人で、次のいずれにも該当するもの。 ①世帯全員に係る市町村民税が非課税であること。 ②世帯全員が介護保険法による要支援者又は要介護者でないこと。 ③世帯全員が介護保険法の規定による住宅改修費の支給を受けていないこと。 ④世帯全員に係る町税及び介護保険料の滞納がないこと。	補助対象経費の5分の2(上限20万円)			工事着工前		高齢介護課	0276-62-2121 (内線743)	https://www.town.oizumi.gunma.jp/s014/kenko/010/010/030/20200730124144.html	
リフォーム資金 (重度身体障害者(児)住宅改造費助成制度等)	助成	大泉町重度身体障害者(児)住宅改造費補助事業		以下の要件(1～3)に全て該当する者 1 大泉町に居住し、住民基本台帳に登録されている者 2 身体障害者手帳の交付を受けている障害者で、その障害の程度が以下に該当する者 ①下肢の障害者で1.2級の者 ②体幹の障害者で1.2級の者 ③下肢及び体幹の重複障害者で1.2級の者 ④視覚の障害者で1級の者 ⑤上肢の障害者で1.2級の者(ただしそれぞれの上肢に4級以上の障害のある者) 3 世帯の世帯員の当該年度の町民税所得割の合計額が160,000円未満である者	50万円			工事着工前		福祉課	0276-62-2121 (内線733)	https://www.town.oizumi.gunma.jp/s013/kenko/010/010/20200819131608.html	
合併処理浄化槽設置費	助成	大泉町浄化槽設置事業費補助金	5人槽 123,000円 転換 274,000円 6～7人槽 157,000円 転換 325,000円 8～10人槽 210,000円 転換 398,000円 ※転換(単独処理浄化槽または汲み取り式トイレから合併浄化槽に替えること)	補助の対象は、町長が定める地域内において、専用住宅に処理対象人員10人以下の浄化槽を設置・または転換する者 浄化槽を備えた住宅を購入した場合も設置者とみなす				R7.1.9 (着工前申請)	100基	環境整備課	0276-63-3111 (内線562)	https://www.town.oizumi.gunma.jp/s024/kurashi/010/030/010/20200726200718.html	
生ごみ処理機設置費	助成	大泉町生ごみ処理機器購入費補助金	生ごみ処理機器の購入費	次のいずれにも該当する者とします。 1 本町の住民基本台帳に登録されている者 2 生ごみ処理機器等を購入し、又は電気式生ごみ処理機をレンタルし、その家庭において使用する者 3 その属する世帯に町税の滞納がない者	購入額の2分の1の額(100円未満切り捨て) 電気式生ごみ処理機 上限20,000円 生ごみ処理容器 上限5,000円 バッグ型コンポスト 上限2,000円 段ボールコンポスト 上限1,000円 基材 上限2,000円 レンタル費用 上限1,000円/月額(累計20,000円)			令和6年度内(購入後申請)		環境整備課	0276-63-3111 (内線562)	https://www.town.oizumi.gunma.jp/s024/kurashi/010/030/010/20200727124244.html	
耐震診断費	助成	大泉町木造住宅耐震診断者派遣事業補助金	町内に存する木造住宅の所有者に対し、耐震診断者を派遣して耐震診断を実施する(耐震診断に要する費用は、町が負担ただし、交通費は派遣対象者の実費負担)	町内に木造住戸住宅(①昭和56年5月31日以前に着工された1戸建て、または木造併用住宅(住宅部分の床面積が2分の1以上のもの)②平屋建て、または2階建てのもの③在来軸組工法によって建てられたもの)を所有している人・町税などの滞納がない人	耐震診断費:無料 耐震診断者への交通費:1,000円			令和6年5月15日～令和7年2月28	10戸	都市整備課	0276-63-3111 (内線243)	https://www.town.oizumi.gunma.jp/s022/kurashi/010/030/010/20200829211144.html	
耐震改修費	助成	大泉町木造住宅耐震改修事業	木造住宅耐震改修費用	木造住宅耐震診断者派遣事業等による耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満の住宅	耐震改修に要する設計費や工事費、工事管理費の3分の1(限度額100万円)			令和6年5月15日～令和6年9月30日	1戸	都市整備課	0276-63-3111 (内線243)	https://www.town.oizumi.gunma.jp/s022/kurashi/010/030/020/20200829205447.html	
公共下水道接続工事費 (融資あっせん・利子補給制度)	利子補給	大泉町水洗便所改造資金等融資あっせん・利子補給制度	公共下水道処理区域内で、既設の汲み取りトイレを水洗トイレに改造したり、浄化槽を廃止して下水道に接続する工事。 ※新築に関する工事は対象外	①改造工事をしようとする建築物の所有者で町内に住所のある人、または所有者の承諾を得た使用者。 ②下水道供用開始の告示日から3年以内に改造工事を行う人。 ③下水道受益者負担金及び町税などを滞納していない人。 ④指定金融機関が、融資を受けた資金の返済能力があると認めた人。 ⑤確実な連帯保証人が1名ある人。(信用保証制度の利用可)	・一般住宅(汲便所):100万円 ・一般住宅(浄化槽):60万円 ・複数の賃貸住宅又は事業所:100万円	支払い利子額の1/2を補給	36ヶ月以内	工事申請時		公園下水道課	0276-63-3111 (内線253)	https://www.town.oizumi.gunma.jp/s025/kurashi/020/010/020/20200814113330.html	

令和6年度住まいに関する支援制度一覧 (2/2)

市町村名: 大泉町

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
公共下水道接続工事費 (浄化槽廃止補助金制度)	助成	大泉町浄化槽廃止補助金制度	公共下水道が使用可能となってから３年以内に、既設の浄化槽を廃止して下水道に接続する際の、浄化槽廃止にかかる部分の工事。	①下水道供用開始前に浄化槽が設置され、その浄化槽を使用している人。 ②下水道供用開始後3年以内に公共下水道に接続した人。 ③下水道受益者負担金及び町税などを滞納していない人。	浄化槽廃止工事に要する費用の1/2。 (限度額10万円)			工事完成時		公園下水道課	0276-63-3111 (内線 2 5 3)	https://www.town.oizumi-gunma.jp/s025/kurashi/020/010/220/20200814102925.html	